

## 平成 21 年度における給与改定について（提案）

平成 21 年度における給与改定について、次のとおり提案する。

### 1 期間雇用社員の基本賃金改定

(1) 月給制契約社員の基本月額を次のとおり改定する。

支給区分			基本月額		引上額
			現行	改定	
内務作業担当	1週間の正規の勤務時間	40時間	134,400円	136,400円	2,000円
		35時間	117,700円	119,700円	2,000円
		30時間	100,900円	102,900円	2,000円
外務作業担当	1週間の正規の勤務時間	40時間	213,600円	215,600円	2,000円
		35時間	187,000円	189,000円	2,000円
		30時間	160,300円	162,300円	2,000円

(2) 平成 21 年 6 月 24 日までに月給制契約社員として登用された社員のうち、基本月額及び調整額の合計額が時給制契約社員としての基本賃金（時給）を月給化した額を下回るため、その差額を基本月額に加算した額を基本月額として取り扱われている者については、当該基本月額を 2,000 円増額する。

### 2 適用日

平成 21 年 4 月 1 日

### 3 差額精算日

新基本月額への切替え等に伴う差額の精算は、平成 21 年 6 月 24 日以降、支給準備出来次第行う。